

各 位

平成 27 年 4 月 8 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代 表 者 代表取締役 宮嶋 淳
(JASDAQ・コード 6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 03-3449-3939

「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所より、下記理由により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 502 条第 1 項第 1 号に基づき、「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、平成 27 年 2 月 27 日に、平成 26 年 11 月 4 日に発行した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、（本社債）という。）を、発行要領における任意買入消却の規定に基づいて割当先から買戻すことについて開示しました。

当該任意買入消却の規定は、本社債を額面で買戻すことを規定していたものであり、平成 27 年 2 月 27 日付開示は、当該買戻しに伴い多額の損失が発生することはないと誤認させる内容となっておりましたが、その後当社は、平成 27 年 3 月 2 日に当該買戻しに伴い 1 億円の特別損失が生じる見込みであることを、翌 3 月 3 日に当該買戻しは任意買入消却の規定に基づく買戻しではなく、当社に契約上の違反があったことに起因する買戻しであったこと等を開示しました。

当社では、平成 27 年 2 月 27 日の時点において、少なくとも 1 億円の特別損失が生じる見込みであることが判明していたにも関わらず、事実を歪曲して捉え、また、特別損失に係る開示の必要性に係る十分な検討を行わなかったことにより、投資判断上誤解を生じせしめる情報を開示していました。

また、当社では、平成 27 年 3 月 2 日に特別損失の発生について開示した際に、その発生事由に係る東京証券取引所からの照会に対して事実とは異なる回答を行いました。

加えて、本件以前においても、不適切な開示を繰り返しており、東京証券取引所から、再三注意を受けていましたが、有効な再発防止策の策定、実施がされていませんでした。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、このような適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

改善報告書

平成 27 年 4 月 8 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿



当社は、平成 27 年 2 月 27 日に、平成 26 年 11 月 4 日に発行した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本社債」という。）を、発行要項上の任意買入消却の規定に基づいて割当先から買戻すことについて開示しました。

当該任意買入消却の規定は、本社債を額面で買戻すことを規定していたものであり、平成 27 年 2 月 27 日付開示は、当該買戻しに伴い多額の損失が発生することはないと誤認させる内容となっていました。その後当社は、平成 27 年 3 月 2 日に当該買戻しに伴い 1 億円の特別損失が生じる見込みであることを、翌 3 月 3 日に当該買戻しは任意買入消却の規定に基づく買戻しではなく、当社に契約上の違反があったことに起因する買戻しであったこと等を開示しました。

当社では、平成 27 年 2 月 27 日の時点において、少なくとも 1 億円の特別損失が生じる見込みであることが判明していたにも関わらず、事実を歪曲して捉え、また、特別損失に係る開示の必要性に係る十分な検討を行わなかったことにより、投資判断上誤解を生じせしめる情報を開示していました。

また、当社では、平成 27 年 3 月 2 日に特別損失の発生について開示した際に、その発生事由に係る東京証券取引所からの照会に対して事実とは異なる回答を行いました。

加えて、本件以前においても、不適切な開示を繰り返しており、東京証券取引所から、再三注意を受けていましたが、有効な再発防止策の策定、実施がされていませんでした。

上記の結果、当社は、東京証券取引所より有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号の規定に基づき改善報告書の徴求措置を受けることとなったため、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

1. 経緯

- (1) 平成27年2月27日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第5回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った経緯・・・・・・・・・・ 4頁
- (2) 過去に不適正開示を行った経緯
 - a. 平成26年10月7日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当）に係る資金用途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の用途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯・・・・・・・・・・ 5頁
 - b. 平成26年10月15日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯・・・・・・・・・・ 5頁
 - c. 平成26年12月5日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金用途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成27年1月9日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金用途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯・・・・・・・・ 5頁

2. 不適切な開示の発生原因の分析

- (1) 平成27年2月27日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第5回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因・・・・・・・・・・ 6頁
 - (a) 代表取締役による事実と異なる説明・・・・・・・・・・ 6頁
 - (b) 適時開示基準を把握していなかったこと・・・・・・・・・・ 6頁
 - (c) 適時開示に係る業務フローの未整備・・・・・・・・・・ 6頁
- (2) 過去に不適正開示を行った原因
 - a. 平成26年10月7日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金用途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の用途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因・・・・・・・・・・ 6頁
 - (a) 資金管理の脆弱さ・・・・・・・・・・ 6頁
 - (b) 社内体制の未整備・・・・・・・・・・ 7頁
 - (c) 役職員間における情報共有の不備・・・・・・・・・・ 7頁
 - b. 平成26年10月15日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因・・・・・・・・・・ 7頁
 - (a) 適時開示事項に対する知識不足・・・・・・・・・・ 7頁

- c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因・・・・・・・・ 7 頁
 - (a) 調達資金の管理に対する意識の低さ・・・・・・・・ 7 頁

3. 再発防止に向けた改善措置

- (1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に対する改善措置・・・・・・・・ 8 頁
 - (a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置・・・・・・・・ 8 頁
 - (b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善措置・・・・・・・・ 9 頁
 - (c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善措置・・・・・・・・ 9 頁

(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置

- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置・・・・・・・・ 9 頁
 - (a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置・・・・・・・・ 9 頁
 - (b) 社内体制の未整備に関する改善措置・・・・・・・・ 10 頁
 - (c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置・・・・・・・・ 10 頁
- b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置・・・・・・・・ 10 頁
 - (a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置・・・・・・・・ 10 頁
- c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置・・・・・・・・ 10 頁
 - (a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置・・・・・・・・ 11 頁

4. その他、社内調査委員会の発足・・・・・・・・ 11 頁
 特別損失 100 百万計上に至る経緯と原因の分析による責任所在の明確化

5. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識・・・・・・・・ 11 頁

6. 改善スケジュール・・・・・・・・ 12 頁

1. 経緯

- (1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った経緯

当社は、平成 26 年 10 月 7 日に、Oak キャピタル株式会社（以下「Oak」といいます。）を引受先とした第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権（以下、「本予約権」といいます。）を発行することを決議し、その旨を開示しました。

その後、平成 26 年 11 月に、一部の総合情報誌において、当社及び当社役員に関し、事実とは異なるものの「大場武生に実効支配されている」等の報道があったことを受け、Oak 担当者から当社に対して、Oak としては当該報道の真偽の程を調査した上で、当該報道内容が事実でないことが確認されない限り、その時点における本予約権の行使は困難である旨の連絡がありました。そこで、平成 26 年 12 月、Oak 代理人弁護士に対し本予約権の第三者への譲渡の意思があることを伝えました。

その後、Oak との間で本予約権の第三者への譲渡に関する交渉を行っていた平成 27 年 1 月、当社において契約内容に関する理解が不足していたことを原因として、当社は、ロックアップ誓約条項（※）に抵触する開示（平成 27 年 1 月 20 日付「簡易株式交換によるウエディングドリマーズ株式会社の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」）を行うことになりました。

当社は、開示の後にロックアップ誓約条項に抵触していたことを認識し、その後は Oak より違約金の支払い等について協議を申し入れられたことにより、協議することになりました。その結果、平成 27 年 2 月 26 日に、その時点で Oak が保有していた本社債 100 百万円を額面の 150%（150 百万円）で買戻し、あわせて違約金を 50 百万円支払うこと、及び、本予約権を当社が紹介した第三者に対して Oak が譲渡することで、当社は Oak との間で合意書を締結しました。（平成 27 年 2 月 27 日、当社は任意買入消却に基づく本社債の買戻しに関する開示を行いました。）

それにより、当社の適時開示の基準を超える特別損失（100 百万円）が発生することになりましたが、当社では自社の適時開示の基準を認識していなかったためにこれが開示を要する事項であるとの認識がなく、また、開示を要する事項であるか否かの確認を十分に行わなかったことから、開示時点において 100 百万円の特別損失が発生することについて開示することはありませんでした。また、当社は、平成 26 年 12 月の時点において Oak との間で本予約権譲渡交渉にて残存する本社債についても任意買入消却に基づいて買戻す意思があったこと、及び、可能であればロックアップ誓約条項に抵触していたという事実に触れなくなかったことを理由として、この特別損失がロックアップ誓約条項に抵触して発生した旨の開示をすることはありませんでした。

平成 27 年 3 月 2 日、Oak が、自身の開示資料において、当社の平成 27 年 2 月 27 日付開示資料「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」の内容には「事実と異なる記載事項がある」と指摘しました。同日、東京証券取引所から当社に対して事実関係の確認に係る照会がありました。しかしながら当社は、平成 27 年 2 月 27 日時点と同様の理由により平成 27 年 2 月 27 日に開示した開示資料の訂正は行わず、開示

資料において特別損失の発生事由については説明しませんでした。また、東京証券取引所の照会に対しては、代表取締役が、「あくまでも任意の買戻しである。」と、事実とは異なる説明を行っておりました。

※ロックアップ誓約条項

払込期日から6ヶ月が経過した日、又は未行使の本予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早いほうの日までの間、割当先の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券の発行、処分、又はそれに関わる公表をしてはならない。

(2) 過去に不適正開示を行った経緯

- a. 平成26年10月7日付「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、過去の増資により調達した資金を、当初開示資料において設備投資等に充当すると説明していたにも関わらず、平成26年4月頃より運転資金に充当しておりました。

東京証券取引所からの照会に対して過去の増資により調達した資金の利用状況の説明を行っていた際に、東京証券取引所から指摘を受け、平成26年10月7日に資金使途変更等に係る開示を行いました。本来これらは平成26年4月頃に開示すべき事項でありました。

- b. 平成26年10月15日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、平成26年10月7日開催の取締役会において当社のスーパーソルガム事業部門を当社100%子会社に譲渡する決議をしたものの、グループ内の事業譲渡であるため開示事項ではないものと認識しており、この時点で開示することはありませんでした。これは、本来決議日である平成27年10月7日に開示すべき事項でした。

- c. 平成26年12月5日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成27年1月9日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した経緯

当社は、平成26年10月7日付開示資料「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行に関するお知らせ」によって調達した資金に関し、本予約権の行使により調達した資金を充当すべき使途に対して本社債の発行により調達した資金を充当するなどしておりました。

東京証券取引所からの照会に対して本社債の発行等により調達した資金の利用状況の説明を行っていた際に、東京証券取引所からの指摘を受け、それぞれ平成26年12月5日及び平成27年1月9日に資金使途の内訳変更等に係る開示を行いました。本来これらはその認識時点で

ある平成 26 年 11 月、平成 26 年 12 月において開示すべき事項でありました。

2. 不適切な開示の発生原因の分析

(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因

(a) 代表取締役による事実と異なる説明

当社代表取締役は、事実を歪曲して捉えて当社にとって都合の悪い情報を開示しないという誤った判断を行いました。また、代表取締役が東京証券取引所の照会に対して事実とは異なる説明を行いました。

(b) 適時開示基準を把握していなかったこと

当社では、何円以上の特別損失が当社にとっての開示対象となるのか把握できておらず、また、本件 100 百万円の特別損失発生時において適時開示が必要な事項であるか否かの確認を十分に行わなかったことから、平成 27 年 2 月 27 日の時点において 100 百万円の特別損失の発生について開示不要という誤った判断をすることになりました。

(c) 適時開示に係る業務フローの未整備

当社では、適時開示すべき事実が発生した際に、その情報を取扱う業務フローが整備されておらず、規程・マニュアル等が作成されておりませんでした。結果として、適時開示すべき事実が発生する都度、一部の役員の判断により、その情報が取扱われることになり、その役員の判断が誤った場合には、それが即座に会社の情報開示の不備につながることになりました。

(2) 過去に不適正開示を行った原因

a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 資金管理の脆弱さ

当社では、増資により調達した資金を他の資金と同様に扱っており、預金口座を分けるなどして、分別管理しておりませんでした。また、他の資金と同じ口座で取扱う場合においても、増資により調達した資金が、開示資料に記載した使途のとおりに充当されているのか、一切確認していませんでした。

(b) 社内体制の未整備

当社管理部は、経理、人事総務を含め8名で構成されておりますが、東京証券取引所、関東財務局及びその他外部機関への相談や照会に対する回答業務を行っているのが基本的に管理部長のみであるため、その不在時において、それらの業務が滞ることになっておりました。その結果、外部機関からの照会に対する回答や開示すべき事実が発生した時点における情報開示が速やかに行われないことになりました。

(c) 役職員間における情報共有の不備

各部門において増資により調達した資金が運転資金等に使用されていても、それが速やかに管理部門に伝えられることはありませんでした。また、上記(1)(c)にも記載のとおり、情報伝達に係るフローが整備されておらず、規程・マニュアル等が作成されておりました。

b. 平成26年10月15日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 適時開示事項に対する知識不足

当社のスーパーソルガム事業について、その事業部門の譲渡先が当社100%子会社であったため、適時開示事項ではないものと認識しておりました。また、開示に至るまでの間、譲渡価額算出方法の最終確認に時間がかかり開示が遅延しました。

c. 平成26年12月5日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成27年1月9日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権発行にて調達した資金使途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因

(a) 調達資金の管理に対する意識の低さ

上記aの不適切な開示を受け、当社では、増資により調達した資金用の預金口座を開設し、他の資金とは別に管理することにしました。それにより、増資により調達した資金が当初開示した内容のとおりを使用しているか否かの確認を行っていましたが、本予約権の行使により調達した資金を充当すべき使途に対して本社債の発行により調達した資金を充当すること等については、調達した資金の中での入り繰りに過ぎないと誤った判断を行い、速やかに開示することはありませんでした。

3. 再発防止に向けた改善措置

(1) 平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」において事実と異なる開示を行った原因に関する改善措置

(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置

イ 新体制の発足

当社代表取締役宮嶋淳は、今回の改善報告書の徴求措置を受けた事実を重く受け止め、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の終了をもって代表取締役を辞任いたします。現時点における後任の代表取締役候補としましては、社外取締役である田中英雄が就任予定であります。

本来であれば、本日の改善報告書提出をもって代表取締役の交代が望ましく、代表取締役宮嶋淳もその意向でしたが、田中英雄が弁護士ということもあり、当社代表取締役就任にあたり現在着手している弁護士業務の引継ぎを行う必要があるため、定時株主総会終了までは現体制で業務執行を行います。

当社は、以下に掲げる改善策を誠実に実行し、当社に所属する役職員が情報開示の重要性を再確認し、開示体制の強化と知識の向上を図ることで、不適切な開示の再発防止に努めてまいります。

ロ セミナー等への参加による理解の向上

東京証券取引所が開催する適時開示セミナー、その他外部機関が不定期に開催する研修等に積極的に参加することにより、適時開示の意義や開示体制の整備について理解を深めることとします。また、参加者からの報告を管理部関係者に書面、電子メール等の方法により周知させることで、管理部内において情報の共有を図ります。また、業務に対する共通認識を持たせることで、今まで特定に役職者のみが対応していた業務につきましても、管理部全員が対応できるように人材育成に努めます。

〈既に参加が確定しているセミナー〉

開催日時	演 題	主 催
平成 27 年 4 月 9 日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	東京証券取引所
平成 27 年 4 月 13 日	適時開示セミナー	東京証券取引所
平成 27 年 4 月 27 日	コーポレートガバナンス・コードセミナー	三井住友信託銀行

ハ 監査役会及び監査法人との連携

今後は、監査役及び会計監査人との間で定期的な面談を行い、「発生事実」が見込まれるような重要事項に関する情報提供を積極的に行うことで、当社の適時開示に係る体制等について都度助言を受けることといたします。具体的な方策につきましては、今後検討いたします。

(b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善措置

イ 適時開示すべき事項の把握

管理部長が適時開示すべき項目と当社の基準についてまとめた一覧表を作成し、それを取締役、海外子会社責任者、子会社役員及び各部門長（以下、「各部門長等」といいます。）に展開することによって、当社はどのような事象が発生する場合において適時開示を行わなければならないのか全社的に確認、理解することができるようにいたします。

ロ 外部専門家の積極的な活用

当社は、上記イのほか、外部専門家への積極的な相談を行うことによって情報開示の漏れや生じる可能性をなくし、正しい情報の記載を行いたいと考えております。例えば、開示すべき「決定事項」が生じる見込みがある場合については、その計画段階から弁護士や公認会計士等の外部専門家への相談を行うことにより、将来的な開示の必要性に係る意見交換を行うことを想定しております。

(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善措置

イ 業務フローの策定

「決定事実」については、その計画段階において、「発生事実」については、その発生可能性が見込まれた時点で、その事実を認識した各部門長等から代表取締役社長及び管理部長に遅滞なく報告するものといたします。また、その報告を受けた管理部長は開示資料の作成に着手し、開示すべき時点までにその準備を完了させることといたします。管理部長は、その内容に応じて取締役会又は代表取締役社長の承認のもと適時開示を行います。

ロ 業務マニュアルの策定

上記イにより策定した業務フローに関するマニュアルを作成します。

(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置

- a. 平成 26 年 10 月 7 日付「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び「第三者割当増資による新株式及び第 3 回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に関する改善措置

(a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置

イ 資金の分別管理

上記のとおり、当社では増資により調達した資金用の預金口座を新たに開設し、他の資金とは別に管理することにしております。今後も引き続き預金の分別管理を行ってまいります。

ロ 管理部長による資金管理

これまででは、増資により調達した資金が開示資料に記載した用途のとおりに充当されているのか一切確認されていなかったことから、管理部長が預金口座の管理を行うこととし、その旨を、「決裁／職務権限規程」に明記するため、規程の改訂を行います。

(b) 社内体制の未整備に関する改善措置

イ 中途採用の活用等による社内体制の整備

管理部門の業務に対応するため、平成 27 年 3 月 20 日において、社内の人事異動により 1 名を IR 担当に任命しております。また、平成 27 年 6 月までにさらに 1 名を中途採用することにより IR 担当の人員を拡充し、管理部長を含めて 3 名の体制にて今後の業務にあたります。現在、人材紹介会社に対して、上場会社の IR 部門の業務経験のある人材の紹介を依頼しております。

(c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置

イ 適時開示すべき事項の把握及び業務フローの作成

上記 (1) (b) イ及び (c) イのとおり、今後は全社的に適時開示すべき事項の把握に努め、それを適切に共有する業務フローを確立いたします。

今後は今回発生したような事実確認漏れがないようにいたします。

b. 平成 26 年 10 月 15 日付「スーパーソルガム事業部門の事業譲渡に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

(a) 適時開示事項に対する知識不足に関する改善措置

イ 適時開示事項に関する知識の向上

会社情報適時開示ガイドブックの内容を正しく理解することで、開示遅延の防止を図ります。また、上記 (1) (a) ロのとおり外部セミナー参加にて知識の向上を図ります。加えて (1)

(b) イ及び (c) イのとおり、今後は全社的に適時開示すべき事項の把握に努め、それを適切に共有する業務フローを確立いたします。

c. 平成 26 年 12 月 5 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金用途割当配分及び支出時期変更に関するお知らせ」及び平成 27 年 1 月 9 日付「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行にて調達した資金用途割当配分変更に関するお知らせ」の開示が遅延した原因に対する改善措置

(a) 調達資金の管理に対する意識の低さに関する改善措置

イ 資金管理及び適時開示に対する意識の改善

上記(1)(a)に記載のとおり、当社は、改善策を誠実に実行し情報開示の重要性を再認識するとともに、資金管理及び適時開示に関する意識改革に努めてまいります。

4. その他、社内調査委員会の発足

当社は、今回の特別損失 100 百万円の計上に関する事実確認及び再発防止のため、平成 27 年 3 月 17 日に社内調査委員会を発足しました。

(1) 社内調査委員会発足の趣旨

今回の特別損失 100 百万円計上に至る原因究明を行うことを趣旨としています。

(2) 社内調査委員会の目的

事実確認により、特別損失計上に至る経緯、責任所在の明確化、再発防止を目的としています。

(3) 社内調査委員会の構成

委員長	川村 一博	弁護士	二重橋法律事務所
委員	益田 康雄	当社監査役	
委員	円谷 智彦	当社監査役	
委員	若尾 康成	当社監査役・弁護士	若尾総合法律事務所

(4) 社内調査委員会による調査スケジュール

平成 27 年 3 月 17 日 社内調査委員会設置

社内調査委員会においては、厳正かつ徹底した調査を行い、調査終了後、当社取締役会は調査報告書の提出を受けます。調査の結果、明らかとなった事実関係につきましては必要に応じて適時開示を行います。

5. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は、この度の改善報告書提出までに至る原因となりました再三に渡る不適切な開示及び事実を歪曲して捉え、事実と異なる説明を行う等、投資家及び関係者に多大なるご迷惑をおかけし、証券市場の信頼を損ねる結果となりましたことを真摯に受け止め反省しております。

特に特別損失 100 百万円の計上は、赤字経営が続く当社におきましては、株主、投資家の皆様の投資判断に極めて重要な情報であり、その情報の誤り、開示遅延につきましては、重大な責任があるものと認識しております。

今後は、社内の適時開示に対する体制整備、人員補充、各セミナーへの参加による役職員の知識の向上を図り、全社一丸となって会社情報の適時開示に関する規則を遵守し、適正且つ正確な情報の開示を行ってまいります。

6. 改善スケジュール

	平成 27 年					
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(1) 平成 27 年 2 月 27 日付開示資料において事実と異なる開示を行った原因に対する改善措置						
(a) 代表取締役による事実と異なる説明に関する改善措置						
イ 新体制の発足			代表交代による新体制発足	→		
ロ セミナー等への参加による理解の向上	適宜参加	→				
ハ 監査役会及び会計監査人との連携	連携方法に係る具体策検討	運用開始	→			
(b) 適時開示基準を把握していなかったことに関する改善措置						
イ 適時開示すべき事項の把握	実行、運用開始	→				
ロ 外部専門家の積極的な活用	運用開始	→				
(c) 適時開示に係る業務フローの未整備に関する改善措置						
イ 業務フローの策定	策定、運用開始	→				
ロ 業務マニュアルの作成	作成、運用開始	→				
(2) 過去に不適正開示を行った原因に対する改善措置						
a (a) 資金管理の脆弱さに関する改善措置						
イ 資金の分別管理	→					
ロ 管理部長による資金管理	規程改訂 運用開始	→				
(b) 社内体制の未整備に関する改善措置						
イ 中途採用の活用等による社内体制の整備	2 名体制	→	採用予定	3 名体制	→	
(c) 役職員間における情報共有の不備に関する改善措置						

